

南海貝塚駅東側地区基本設計業務委託

仕 様 書

令和8年 11 月

貝塚市 都市整備部 都市計画課

目 次

第1章	総 則
第2章	業 務 内 容
第3章	照 査
第4章	成 果 品

第1章 総則

1-1 適用範囲

1. 本仕様書(以下「仕様書」という。)は、貝塚市(以下「発注者」という。)が発注する南海貝塚駅東側地区基本設計業務委託(以下「本業務」という。)に適用する。
2. 本業務は、「契約書」、「設計書」、「測量、調査及び業務委託等必携 大阪府（令和8年4月）」及び「仕様書」に基づいて実施しなければならない。なお、「測量、調査及び業務委託等必携」と「仕様書」が重複する事項については仕様書を優先するとともに、下記に示す各業務委託の調査内容を十分考慮して実施するものとする。

1-2 目的

本業務は、都市施設等の整備の必要性が高い南海貝塚駅東側において、昭和45年に都市計画決定された駅前広場や都市計画道路を本来の交通処理機能に加え、現在の市民ニーズや社会情勢に合わせ、市民が憩える空間となるよう見直し、道路や広場等の具体的な規模や配置を検討することを目的として基本設計を実施するものとする。

1-3 履行期間

契約日の翌日(但し、契約日の翌日が官公庁の休日となる場合はその翌日)から令和9年3月31日までとする。

1-4 業務対象区域

本業務の対象地区は、南海貝塚駅より東側の南海貝塚駅周辺とする。(別紙位置図参照)

1-5 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1-6 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1-7 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1-8 許可申請

1. 受注者は、工事に必要な許可申請書(使用許可等)に関する事務を、監督員と打ち合わせの上、迅速に処理しなければならない。

2. 関係官公庁または、施設管理者による許可条件及び施行条件は、設計業務に反映しなければならない。
3. 設計にあたり、各関係機関協議(南海電気鉄道株式会社等)を行う必要があるが、詳細については監督員の指示に従い対応すること。

1-9 提出書類

1. 業務の着手及び完了にあたって、本市の定める所定の様式により、諸届けを提出しなければならない。なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。
2. 提出を要する書類は、下記のとおりである。部数については変更することがある。

(a) 着手時

・着手届	1 部
・管理技術者届及び経歴書	1 部
・照査技術者届及び経歴書	1 部
・管理及び照査技術者の資格証写し・雇用を証明できるもの	1 部
・業務計画書	2 部
・業務工程表	1 部
・職務分担表(必要に応じて)	1 部

(b) 完了時

・完了届	1 部
・納品書	1 部
・引渡し書	1 部
・請求書	1 部
・銀行口座振替依頼書	1 部
・成果品	1 式

3. 受注者は、契約締結後、14 日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。また、受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15 日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15 日(休日等を除く)以内に、書面により監督職員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は 8 名までとする)。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15 日（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

1-10 配置技術者の資格等

各配置予定技術者に対する要件は、以下のいずれか 1 つ以上の資格を所持しているものとする。

① 管理技術者

- ・技術士(建設部門【都市及び地方計画】)
- ・技術士(総合技術監理部門【建設-都市及び地方計画】)
- ・RCCM(都市計画及び地方計画)

② 照査技術者

- ・技術士(建設部門【都市及び地方計画】)
- ・技術士(総合技術監理部門【建設-都市及び地方計画】)

1-11 工程管理

1. 受注者は、現行の実施工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、そのつど変更した実施工程表を提出し、監督職員の承認を得なければならない。
2. 実施工程表について監督職員が特に指示した場合には、更に細部の実施工程表を提出し、監督職員の承認を得なければならない。
3. 特に時期の定められた箇所については、監督職員と事前に協議し、工程の進捗を図ること。

1-12 関係官公庁その他への手続き等

受注者は、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に申し出て協議するものとする。

1-13 地元関係者との交渉等

1. 地元関係者への説明・交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
3. 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議を行い、その結果を設計条件として

業務を実施する場合には、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

4. 本業務の特性上、業務を遂行するにあたり、地元協議を重ねることが必要不可欠であり、受注者は、前項の地元協議により、作成した案の内容を変更する必要を生じた場合には、その都度、指示に基づいて、速やかに変更するものとする。

1-14 業務の中止

発注者は、契約者に定める事項に加え、受注者に不正、あるいは、不都合の行為がある時は、業務の中止を命じることがある。この場合、工程延長は行わない。

1-15 被害の負担

1. 業務遂行中における天災地変又は窃盗等による被害は、受注者の負担とする。
2. 本業務の施行に際し第三者に損害を与えた時、誠意をもって交渉し、受注者の責により賠償を行わなければならない。
3. 本業務の施行が不完全なためによる損害は、すべて受注者の負担とする。

1-16 成果物の提出

1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、成果物(照査報告書含む)を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 成果物において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。

1-17 審査

1. 受注者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。
2. 審査において、訂正を指示された箇所はただちに訂正しなければならない。
3. 業務完了後において、明らかに受注者の責めに伴う業務における契約不適合が発見された場合、発注者の指示により、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1-18 修正等

本業務の履行期間が満了した場合であっても、都市計画変更が円滑に行われるよう、発注者から業務に関する必要な説明、軽微な修正等を求められた場合は、引き続き誠実に対応しなければならない。

1-19 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、本市検査員の検査の合格をもって、業務の完了とする。

1-20 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1-21 疑義

本仕様書及び設計図書に明記のない場合又は、疑惑を生じた場合は、双方協議してさだめる。

1-22 暴力団等の排除について

1. 契約書関係

受注者は、「貝塚市暴力団排除条例(平成 24 年貝塚市条例第 23 号)」及び貝塚市公共工事等暴力団排除措置に関する関係規程に基づき、入札参加除外者、暴力団員及び暴力団密接関係者、並びに誓約書違反者等を、受任者、下請負人又は資材業者等としてはならない。これらに該当する事実が確認された場合は、本市は、受注者に対し、契約書に基づく必要な措置を講ずるよう請求することができる。

なお、下請契約の解除に関する一切の責任は受注者が負うものとする。

2. 下請契約の締結等

受注者は、下請負人等との下請契約の締結にあたっては、「建設工事標準下請契約約款」又はこれに準拠した契約書に加え、本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を必ず付すものとする。

また、受注者は、監督職員から前項の請求があった場合には、速やかにこれに対応しなければならない。

3. 誓約書の提出

受注者は、貝塚市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本市に提出しなければならない。

また、受注者は、下請負人等(ただし、契約金額 500 万円未満のものは除く。)がいる場合には、これらの者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。

4. 貝塚市暴力団排除条例第 9 条関係(不当介入への対応)

- (1) 受注者は、契約の履行に当たり、暴力団員及び暴力団密接関係者等から、社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けた場

合には、これを断固として拒否しなければならない。あわせて、速やかに本市及び管轄警察署(貝塚警察署)へ報告しなければならない。

- (2) 受注者は、下請負人等が不当介入を受けた場合においても、同様に貝塚市への報告が適切に行われるよう指導しなければならない。
- (3) 報告を怠った場合は、「貝塚市暴力団排除条例」及び「貝塚市入札参加停止要綱」に基づき、入札参加停止等の措置を受ける場合がある。

1-23 準拠する法令等

業務の実施にあたっては下記に掲げる関連する関係諸法令及び条例等を遵守し、最新版の図書を参考にして行うものとする

- (1) 都市計画法
- (2) 道路法
- (3) 道路構造令
- (4) コンクリート標準示方書(土木学会)
- (5) 道路技術基準通達集(国土交通省)
- (6) 道路構造令の解説と運用(日本道路協会)
- (7) 道路土工仮設構造物工指針(〃)
- (8) 道路橋示方書・同解説(〃)
- (9) 道路照明施設設置基準・同解説(〃)
- (10) 大阪府測量、調査及び設計業務等委託必携
- (11) その他必要とする法令等
 - ・改訂平面交差の計画と設計(基礎編、応用編)「交通工学会」
 - ・駅前広場計画指針「国土交通省都市局都市交通調査室」
 - ・交通バリアフリー法に基づく道路の構造基準「国土交通省」
 - ・貝塚市道路の構造の技術的基準を定める条例
 - ・貝塚市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
 - ・道路土工排水工指針「日本道路協会」
 - ・道路の移動等円滑化整備ガイドライン(国土交通省)
 - ・大阪府福祉のまちづくり条例
 - ・路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説「日本道路協会」
 - ・視覚障害者誘導用ブロック設計指針・同解説「日本道路協会」
 - ・建築基準法施行規則(国交省令)
 - ・鉄道に関する技術上の基準を定める省令(国交省令)
 - ・電気に関する技術上の基準を定める省令(経産省令)その他監督員の指示によるものとする。

第2章 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりである。

2-1 基本設計

(駅前広場基本設計)

駅前広場面積は 3000m² 以上から 7000 m²未満を想定している。

(1) 企画立案

過年度検討(南海貝塚駅周辺まちづくり検討及び都市計画道路見直し検討支援業務委託)の検討結果について確認及び精査を行い、設計に必要な資料を収集整理し、作業の進め方、作業工程、まとめ方を計画立案する。

(2) 規模の想定

将来予測に基づいて、必要となる駅前広場の施設数・面積を算定する。

(3) 構想立案

駅前広場の整備方針や周辺交通のあり方を検討し、駅前広場区域及び周辺都市計画道路も考慮して、取付道路の決定を行う。

(4) 基本計画

駅前広場の配置計画案を 3 案程度作成し、概略的な比較検討を作成し、課題の抽出・整理を行う。

(5) 計画図の作成

地元協議による修正を重ねた上で、配置計画素案を検討し、基本計画図(S=1/500 程度)を作成する。なお、説明会や広報周知等で視覚的に伝えることができる景観イメージ図等も作成する。

(6) 報告書の作成

検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。

(7) 照査

照査設計成果について照査技術者による照査を実施する。

2-2 打合せ等(土木設計業務)

打合せ(業務着手),(中間打合せ)1回,(成果物納入時)を想定している。

第3章 照 査

3-1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で、技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないうよう努めなければならない。

3-2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するために、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

3-3 照査事項

照査技術者は下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- (1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- (2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。
- (3) 「詳細設計照査要領」(旧建設省)に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。
- (4) 設計図・数量の正確性、適切性、及び整合性に着目し照査を行う。

3-4 照査の確認

受注者は照査業務の確認の為の報告書及び確認を行った成果品を提出すること。

第4章 成果品

4-1 成果品

本業務の成果品は以下のとおりである。

報告書は、A4 版 2 部、報告書原稿・図面等関係資料・打ち合わせ議事録 1 式の電子データ1部を提出する。

【納入成果品】

- | | |
|--|----|
| (1) 業務報告書(A4版 ファイル綴じ) | 2部 |
| (検討資料、会議資料、議事録等のほか取組みをまとめた報告書を提出すること。) | |
| (2) その他参考資料(図面等) | 1式 |
| (3) 報告書電子媒体(DVD-R) | 2部 |
| ※オリジナルデータ及び PDF データ | |
| ※オリジナルデータは Word、Excel、CAD(dwg データ) 等とする。 | |
| なお、CAD データは、AutoCAD または IJCAD 対応のものとする。 | |
| (4) 本業務により作成したもの | 適宜 |
| (5) その他発注者が指示するもの | 適宜 |

4-2 その他

契約後、設計図書の内容及び現地との関係を詳細に調査しその内容に疑義が生じた場合は、速やかに監督員に報告し協議するものとする。報告を怠って業務を実施したため生じた損害は、全て受託者の負担とする。

現地調査を行う場合は、一般車両の通行の妨害となるような行為又は付近住民に迷惑を及ぼすことのないよう注意すること。万一第三者に与えた損害は、全て受託者の責任により解決するものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第1条 この契約により、貝塚市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（厳重な保管及び搬送）

第3条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（再委託の禁止）

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者（再委託先が委託先の子会社である場合を含む。）にその処理を委託してはならない。

（委託目的以外の利用等の禁止）

第5条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（安全管理措置）

第7条 乙は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定及び管理体制の確保）

第8条 乙は、委託業務で個人情報を取り扱うときには、あらかじめ特定した作業場所において漏えい、滅失、毀損のないよう必要な措置を講じ厳重に取り扱うものとする。

2 乙は、委託業務に従事する自己の従業員等が個人情報を前項の作業場所の外に持ち出すときは、事前の書面により甲の承諾を得なければならない。

(事故発生時の報告義務)

第9条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第10条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに甲に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

(違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第11条 甲は、乙が法令、契約又はこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(遵守状況に関する報告等)

第12条 乙は、甲から契約内容の遵守状況に関する報告の指示及び個人情報の取扱状況を把握するための検査等への協力の要請があったときは、これらに応じなければならない。

(その他)

第13条 乙は、前各条に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。